
地縁団体の法人格取得について

(認可地縁団体の手引き)



鶴岡市市民部コミュニティ推進課

【令和8年9月改訂】

目次

1 認可地縁団体制度の概要	1
(1) 地縁による団体	1
(2) 認可地縁団体	1
2 認可申請の手続き	2
(1) 認可の要件	2
(2) 申請から認可までの流れ	3
(3) 認可申請に必要な書類	4
3 認可を受けた後の手続き	5
(1) 告示事項の変更	5
(2) 規約の変更	5
(3) 総会の開催	5
(4) 地縁団体認可証明書	5
(5) 認可地縁団体の印鑑登録	6
(6) 認可地縁団体印鑑登録証明書	6
(7) 認可地縁団体の税金の取り扱い	6
4 認可地縁団体の解散・許可の取り消し	7
(1) 解散	7
(2) 認可の取り消し	7
5 認可地縁団体の合併	7
(1) 総会の決議	7
(2) 合併の認可申請	7
(3) 市長による合併の認可	9
(4) 債権者保護手続	9
(5) 債権者保護手続終了の届出	9
(6) 市長による合併の告示	9
6 認可地縁団体が所有する不動産登記に係る特例	12
(1) 特例について	12
(2) 特例を受けるための要件	12
(3) 申請の流れ	13
(4) 申請に必要な書類	14
7 よくある質問	16
8 様式集・書類の作成例	19

1 認可地縁団体制度の概要

(1) 地縁による団体

「地縁による団体」とは、地方自治法第 260 条の 2 第 1 項において、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されています。

町内会・自治会のように、区域に住所を有する人は誰でも構成員になることができ、良好な地域社会の維持・形成を目的として、住民の自主性により組織された団体は、「地縁による団体」であると考えられます。

(2) 認可地縁団体

従来、地縁による団体は、法人格のない「権利能力なき社団」と位置付けられ、団体名義で不動産登記を行うことができませんでした。このため、町内会・自治会が所有する土地、建物等の不動産については、代表者個人又は複数住民の共有名義で登記が行われることがあり、名義人の転居や死亡等により、資産管理の面で問題が生じる場合があります。

こうした問題に対応するため、平成 3 年に地方自治法の一部が改正され、地縁による団体が一定の手続きを行い、市町村の認可を受けることで法人格を取得できるようになりました。

このように、市町村長の認可を受けて法人格を取得した地縁による団体を、「認可地縁団体」と言います。

認可地縁団体制度は、不動産等の保有に伴う名義上の課題への対応を背景として創設されたものですが、現在は、不動産等の保有又は保有予定の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うために市町村長の認可を受けることができる制度となっています。

認可を受けることで、継続した活動基盤の確立、法人が契約主体となることによる事業活動の充実化、法律上の責任の所在の明確化、個人財産と法人財産の混同防止及び対外的な信用の獲得等により、地域活動のより一層の活性化が期待されます。

2 認可申請の手続き

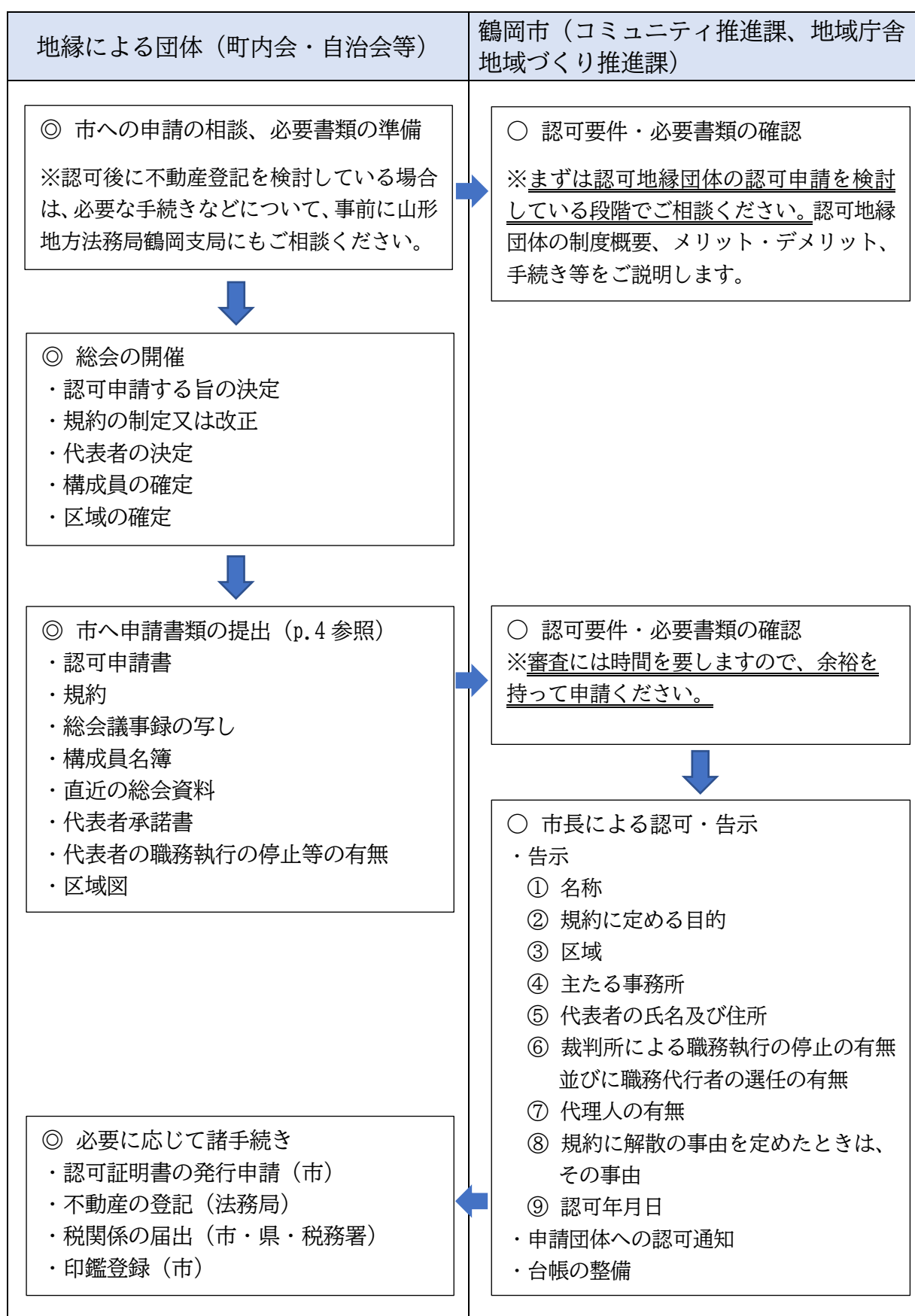
(1) 認可の要件

要件	留意事項
<u>次の4つの要件をすべて満たしていることが必要です。</u> ① 団体の目的及び活動 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。 ② 区域 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。 ③ 構成員 その区域に住所を有する全ての<u>個人</u>は、構成員となることができるものとし、<u>相当数の者が</u>現に構成員となっていること。 ④ 規約 規約を定めていること。規約には以下の事項が定められていなければならない。 ・目的 ・名称 ・区域 ・主たる事務所の所在地 ・構成員の資格に関する事項 ・代表者に関する事項 ・会議に関する事項 ・資産に関する事項	◎ 特定の目的の活動だけを行うスポーツや趣味の同好会、環境保全団体等や、住所以外に年齢や性別の要件がある老人クラブや婦人会などは、認可の申請をすることができません。 《例》 ・鶴岡市〇〇の全域 ・鶴岡市〇〇町1番から20番まで ◎ 構成員については、区域に住所を有すること以外に、年齢、性別、国籍等の条件を付けることはできません。 ◎ 一般的には区域の住民の過半数が構成員となっている場合にはおおむね「相当数」とみなされると考えられます。なお、本市では区域内の各世帯から1人が会員となり、全世帯数の8割の世帯が加入している場合は、この要件を満たすものと考えています。(p.18「よくある質問 No.13」参照) ◎ p.22「モデル規約」参照

※ 不動産の保有について

従来、地縁団体が不動産を保有している又は保有する予定であることが認可申請の前提となっていました。令和3年11月の法改正により、不動産の保有の有無に関わらず、認可を受けることができるようになりました。

(2) 申請から認可までの流れ



告示により認可地縁団体（法人格取得）となります。法人設立登記は不要です。

(3) 認可申請に必要な書類

① 認可申請書

- ・ 認可申請書を提出する年月日を、申請年月日として記載してください。
- ・ p. 20～21 に様式及び作成例を掲載

② 規約

- ・ p. 22 のモデル規約を参考に作成してください。

③ 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

- ・ 認可を申請することを決定した総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のあるものを提出してください。
- ・ p. 32 に作成例を掲載

④ 構成員の名簿

- ・ 構成員全員の住所、氏名を記載した名簿を提出してください。
- ・ p. 36 に作成例を掲載

⑤ 良好な地域社会の維持及び形成に役立つ、地域的な共同活動を行っていることを記載した書類

- ・ 直近の総会資料を提出してください。
- ・ 総会資料の事業報告書等により「地域的な共同活動を現に行っていること」を確認します。

⑥ 申請者が代表者であることを証する書類

- ・ 申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のあるものを提出してください。
※③と共通で差し支えありません。
- ・ 申請者が代表者となることを承諾した旨の承諾書を提出してください。
- ・ p. 37～38 に様式及び作成例を掲載

⑦ 代表者の職務執行の停止等の有無

- ・ 裁判所により、仮処分の申し立てに基づく、代表者の職務執行の停止及び職務代行者が選任されている場合は、それぞれ「有り」を選択し、職務代行者の住所氏名を記載してください。それ以外の場合は「無し」を選択してください。
- ・ 地方自治法第 260 条の 8 による代理人および、第 260 条の 10 による特別代理人が選任されている場合は、「有り」を選択し、代理人の住所氏名を記載してください。それ以外の場合は「無し」を選択してください。
- ・ p. 39 に様式を掲載

⑧ 区域図

- ・ 住宅地図等に区域を朱線等で囲んで表示したものを提出してください。

3 認可を受けた後の手続き

(1) 告示事項の変更

代表者の氏名及び住所、主たる事務所の所在地、区域、規約に定める目的に変更があった場合は、市への届け出が必要です。

【提出書類】(p. 40～46 に様式及び記入例を掲載)

- ・ 告示事項変更届出書
- ・ 代表者承諾書（代表者変更の場合）
- ・ 総会議案書
- ・ 総会議事録の写し

(2) 規約の変更

規約の内容を変更する場合は、総会における議決後、市への認可申請が必要となります。
なお、規約のうち、団体の名称、区域、主たる事務所の所在地、規約に定める目的を変更した場合は、告示事項変更の手続きも併せて行う必要があります。

※規約の変更を検討している場合は、総会での議決を行う前に、変更内容及び変更理由について市へ事前にご相談ください。

※変更後の規約の効力発生日は、市の規約変更認可を受けた日となります。

【提出書類】(p. 47～48 に様式及び記入例を掲載)

- ・ 規約変更認可申請書
- ・ 総会議案書
- ・ 総会議事録の写し
- ・ 変更後の規約

(3) 総会の開催

認可地縁団体は、少なくとも毎年1回、通常総会を開催する必要があります。

(4) 地縁団体認可証明書

市では、認可地縁団体の請求に基づき、地縁団体認可証明書（地縁団体台帳の写し）を発行しています。

発行には、1部当たり手数料400円がかかります。

【提出書類】

- ・ 諸証明交付申請書 ※用紙はコミュニティ推進課、各庁舎地域づくり推進課に備え付けています

【持ち物】

- ・ 身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証など）

(5) 認可地縁団体の印鑑登録

不動産登記を行う場合などには、印鑑登録された印鑑が必要となります。

認可地縁団体の印鑑登録は代表者が申請してください。代理人による申請は裁判所による職務代行者が選任された旨の告示がされている場合に限り可能です。

なお、印鑑登録は即日での登録ができませんので、余裕をもって申請してくださるようお願いいたします。

また、代表者が変更となった場合は、印鑑登録情報が抹消されるため、改めて登録する必要があります。

【提出書類】

- ・ 認可地縁団体印鑑登録申請書（p. 49～50 に様式及び作成例を掲載）

【持ち物】

- ・ 登録する印鑑
- ・ 身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証など）

(6) 認可地縁団体印鑑登録証明書

市では、認可地縁団体の請求に基づき、認可地縁団体印鑑登録証明書を発行しています。

印鑑登録証明書は代表者が申請してください。代理人による申請は裁判所による職務代行者が選任された旨の告示がされている場合に限り可能です。

発行には、1部当たり手数料400円がかかります。

【提出書類】

- ・ 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（p. 51～52 に様式及び作成例を掲載）
- ・ 諸証明交付申請書 ※用紙はコミュニティ推進課、各庁舎地域づくり推進課に備え付けています

【持ち物】

- ・ 身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証など）

(7) 認可地縁団体の税金の取り扱い

認可地縁団体における税金の取り扱いは、収益事業の有無や所有不動産により異なります。詳しくは、各問合せ先にてご確認ください。

税の種類		問合せ先
市税	法人市民税	鶴岡市 課税課 諸税係（35-1176）
	固定資産税	鶴岡市 課税課 資産税管理係（35-1178）
県税	法人県民税	庄内総合支庁 税務課 課税第二担当（66-5428）
	法人事業税	
	不動産取得税	庄内総合支庁 税務課 課税第一担当（66-5423、5426）
国税	法人税	鶴岡税務署（22-1401）

4 認可地縁団体の解散・許可の取り消し

(1) 解散

認可地縁団体は、次の事由のいずれかにより、解散します。

【解散事由】

- ① 規約で定めた解散事由の発生
- ② 破産手続き開始の決定
- ③ 認可の取り消し
- ④ 総会の決議
- ⑤ 構成員が欠けたこと
- ⑥ 合併（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る）

(2) 認可の取り消し

市長は、認可地縁団体が認可要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により認可を受けたとき、認可を取り消すことができます。

5 認可地縁団体の合併

認可地縁団体は、市内の他の認可地縁団体と合併することができます。

合併には、団体Aが団体Bを吸収する「吸収合併」と、団体Aと団体Bが合併して団体Cを設立する「新設合併」があります。それぞれの手続きの流れについては、p.10～11のフロー図を参照ください。

※認可地縁団体の合併を検討している場合は、総会での議決を行う前に、市へ事前にご相談ください。

(1) 総会の決議

認可地縁団体同士の合併には、まず総会での合併の決議が必要になります。規約に合併決議に関する特別の定めがある場合はその数、それ以外の場合は構成員総数の4分の3以上の同意を得る必要があります。

なお、いわゆる吸収合併の場合には、合併により存続する団体はあわせて規約変更を総会で議決する必要があります。

(2) 合併の認可申請

※審査には時間を要しますので、余裕を持って申請ください。

① 合併認可申請書

- ・様式は p. 53 に掲載
- ・合併認可申請書を提出する年月日を、申請年月日として記載してください。

② 合併後の認可地縁団体の規約

- ・ p. 22 のモデル規約を参考に作成してください。

③ 合併の認可を申請することについて各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類

- ・ 合併の認可を申請することを決定した総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のあるものを提出してください。
- ・ 議事録には、合併後の認可地縁団体の代表者選出に関する議決の内容が含まれている必要があります。

④ 合併後の認可地縁団体の構成員名簿

- ・ 構成員全員の住所、氏名を記載した名簿を提出してください。
- ・ 作成例は p. 36 に掲載

⑤ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行うことを目的に、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類

- ・ 合併しようとする認可地縁団体同士が合併に向けて合同で行った打合せの議事録
- ・ 合併しようとする認可地縁団体が合併を見据えて合同で実施した地域的な共同活動（例えば地域の清掃など）の活動記録 等

⑥ 合併しようとする各認可地縁団体の規約

⑦ 申請者が合併しようとする認可地縁団体の代表者であることを証する書類

- ・ 申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のあるものを提出してください。
- ※③と共通で差し支えありません
- ・ 申請者が代表者となることを承諾した旨の承諾書を提出してください。
- ・ 様式及び作成例は p. 37～38 に掲載

⑧ 代表者の職務執行の停止等の有無

- ・ 裁判所により、仮処分の申し立てに基づく、代表者の職務執行の停止及び職務代行者が選任されている場合は、それぞれ「有り」を選択し、職務代行者の住所氏名を記載してください。それ以外の場合は「無し」を選択してください。
- ・ 地方自治法第 260 条の 8 による代理人および、第 260 条の 10 による特別代理人が選任されている場合は、「有り」を選択し、代理人の住所氏名を記載してください。それ以外の場合は「無し」を選択してください。
- ・ p. 39 に様式を掲載

⑨ 区域図

- ・ 住宅地図等に区域を朱線等で囲んで表示したものを提出してください。

(3) 市長による合併の認可

申請要件を満たしているか、提出書類により市が審査します。

(4) 債権者保護手続

合併の認可を受けた認可地縁団体は、認可の通知を受けた2週間以内に、財産目録を作成し、事務所に据え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定期間（2月以上）内に述べるべきことを公告し、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければなりません。

- ・異議がなかった場合
→合併を承認したものとみなします。
- ・異議があった場合
→認可地縁団体は債権者に弁済等をしなければなりません。

(5) 債権者保護手続終了の届出

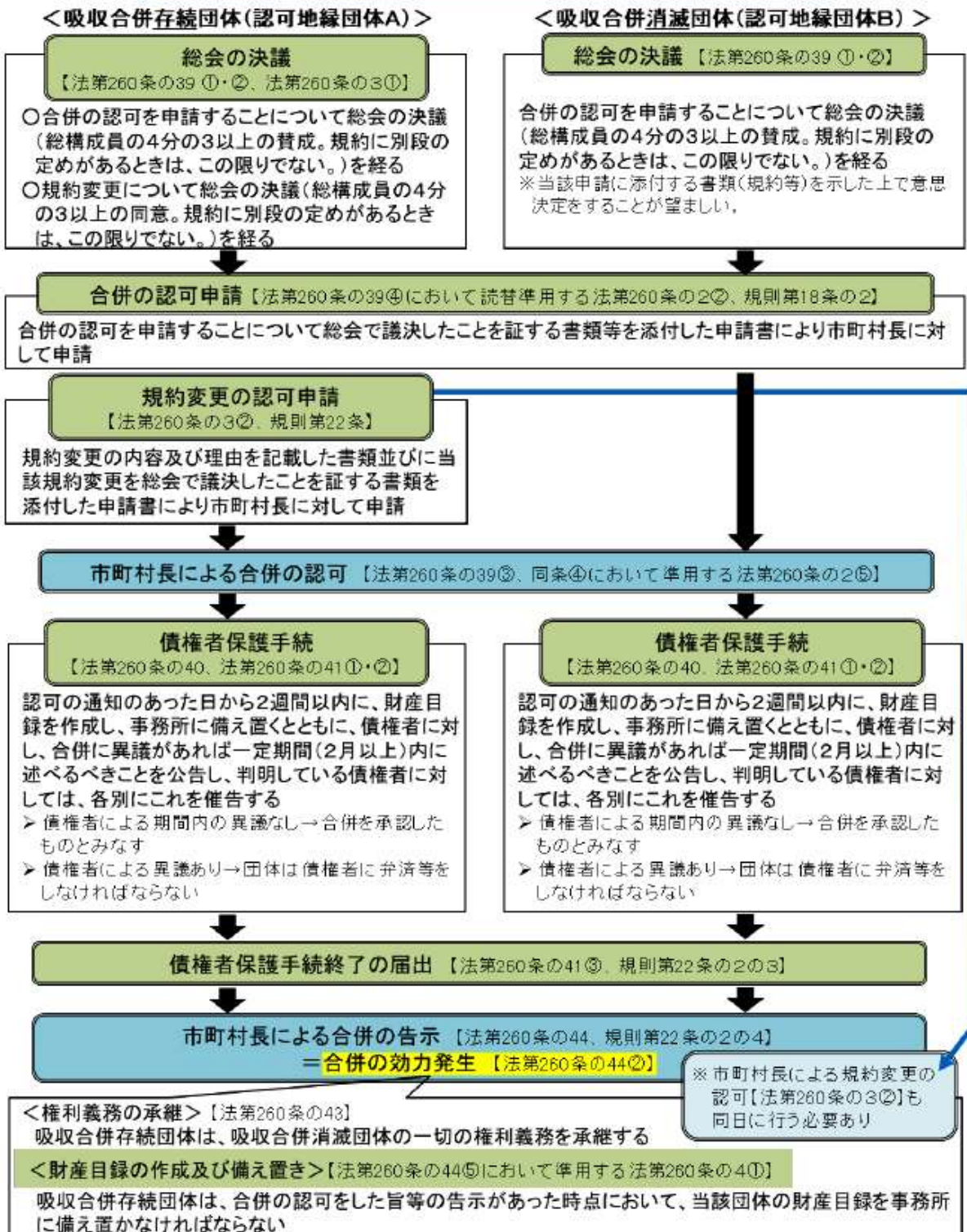
債権者保護手続きが完了した場合は、市長に対して「合併に係る債権者保護手続終了届出書」（p.55 に様式を掲載）を提出しなければなりません。

(6) 市長による合併の告示

市長による合併の告示によって、合併の効力が発生します。

吸収合併の場合は、合併により存続する認可地縁団体の規約変更の認可も同日付けで行います。

**認可地縁団体Aが認可地縁団体Bを吸収する形の合併
(いわゆる「吸収合併」)の手の続の流れ**



**認可地縁団体Aと認可地縁団体Bが合併して認可地縁団体Cを
設立する形の合併(いわゆる「新設合併」)の手続の流れ**

<新設合併消滅団体(認可地縁団体A)>

<新設合併消滅団体(認可地縁団体B)>

◎規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任*した者が共同して行わなければならない。【法第260条の42】(*選任方法は任意)

総会の決議【法第260条の39 ①・②】

合併の認可を申請することについて総会の決議(総構成員の4分の3以上の賛成。規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。)を経る
※当該申請に添付する書類(規約等)を示した上で意思決定をすることが望ましい。

総会の決議【法第260条の39 ①・②】

合併の認可を申請することについて総会の決議(総構成員の4分の3以上の賛成。規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。)を経る
※当該申請に添付する書類(規約等)を示した上で意思決定をすることが望ましい。

合併の認可申請【法第260条の39④において読替準用する法第260条の2②、規則第18条の2】

合併の認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類等を添付した申請書により市町村長に対して申請

市町村長による合併の認可【法第260条の39③、同条④において準用する法第260条の2⑤】

債権者保護手続

【法第260条の40、法第260条の41①・②】

認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定期間(2月以上)内に述べるべきことを公告し、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告する

- 債権者による期間内の異議なし→合併を承認したものとみなす
- 債権者による異議あり→団体は債権者に弁済等しなければならない

債権者保護手続

【法第260条の40、法第260条の41①・②】

認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定期間(2月以上)内に述べるべきことを公告し、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告する

- 債権者による期間内の異議なし→合併を承認したものとみなす
- 債権者による異議あり→団体は債権者に弁済等しなければならない

債権者保護手続終了の届出【法第260条の41③、規則第22条の2の3】

市町村長による合併の告示【法第260条の44、規則第22条の2の4】

= 合併の効力発生【法第260条の44②】

<権利義務の承継>【法第260条の43】

新設合併設立団体は、新設合併消滅団体の一切の権利義務を承継する

<財産目録の作成及び備え置き>【法第260条の44⑤において準用する法第260条の4①】

新設合併設立団体は、合併の認可をした旨等の告示があった時点において、当該団体の財産目録を事務所に備え置かなければならない

6 認可地縁団体が所有する不動産登記に係る特例

(1) 特例について

平成 27 年 4 月 1 日に施行された地方自治法の一部改正により、一定の要件を満たした認可地縁団体が所有する不動産については、登記名義人やその相続人のすべて又は一部の所在が知れない場合に、所定の手続きを経ることで、認可地縁団体を登記名義人とする不動産の所有権の保存又は移転の登記申請を行うことができるようになりました。

(2) 特例を受けるための要件

- ① 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- ② 当該認可地縁団体が当該不動産を 10 年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること。
- ③ 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。
- ④ 当該不動産の登記関係者（表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人）の全部又は一部の所在が知れないこと。

(3) 申請の流れ

◎ 市への申請の相談、必要書類の準備



登記事項証明書等を確認し、所在が判明している登記関係者から、団体名義への変更について、同意を得てください。

◎ 総会の開催



総会で特例適用を申請する旨の議決を得てください。

◎ 申請書類の提出（市へ）



必要書類は次のページを参照ください。

◎ 公告（3か月以上）



要件を満たしている場合、以下の事項について3か月間公告を行います。

- ・ 認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所の所在地
- ・ 申請不動産に関する事項
- ・ 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、登記関係者等である旨
- ・ 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

◎ 公告結果の情報提供



- ・ 異議がなかった場合
→登記関係者の承諾があったものとみなし、異議の申し出がなかった旨の公告の情報提供をします。
- ・ 異議があった場合
→市は、異議を述べた者の資格要件を確認し、資格が認められれば、特例制度に関する手続きは中止となります。異議を述べた登記関係者の氏名や住所、異議を述べた理由等を申請団体へ通知しますので、申請団体は、異議を述べたものと協議を行ってください。

◎ 移転登記の手続き（法務局へ）

市からの情報提供の通知及びその他必要書類を法務局へ提出し、必要な手続きを行ってください。

(4) 申請に必要な書類

① 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

- ・様式は p. 56 に掲載
- ・公告申請書を提出する年月日を、申請年月日として記載してください。

② 申請不動産の登記事項証明書

- ・山形地方法務局鶴岡支局で取得してください。

③ 申請不動産に関し、公告申請をすることについて総会で議決したことを証する書類

- ・公告を申請することを決定した総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のあるものを提出してください。

④ 申請者が代表者であることを証する書類

- ・申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のあるものを提出してください。
- ・申請者が代表者となることを承諾した旨の承諾書を提出してください。
- ・様式は p. 42～43 に掲載

⑤ 地方自治法第 260 条の 46 第 1 項に掲げる事項を疎明するに足りる資料

- ・特例を受けるための 4 つの要件を満たしていることを疎明するに足りる資料を公告申請書に添付する必要があります。

《要件 1》

当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。

《要件 2》

当該認可地縁団体が当該不動産を 10 年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること。

<資料の例>

※これらの資料は、公告の申請時点のものと10 年以上前のものが必要です。

- ① 認可地縁団体が申請不動産の所有又は占有している事実が記載された認可地縁団体の事業報告書等

- ② ①に加えて

- ・公共料金の支払領収証
- ・閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本
- ・旧土地台帳の写し
- ・固定資産税の納税証明書
- ・固定資産税課税台帳の記載事項証明書 等

- ③ ②の資料が入手困難な場合

- ・資料の入手が困難であった理由を記載した書面
- ・認可地縁団体が申請不動産を所有又は占有していることについて、申請不動産の

- 隣地の所有権の登記名義人や申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等（以下「精通者等」という。）の証言を記載した書面
- ・ 認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真 等

《要件3》

当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。

＜資料の例＞

① 下記の書類

- ・ 認可地縁団体の構成員名簿
- ・ 市が保有する地縁団体台帳
- ・ 墓地の使用者名簿（申請不動産が墓地である場合） 等

② ①の資料が入手困難な場合

- ・ 資料の入手が困難であった理由を記載した書面
- ・ 申請不動産の所在地に係る精通者等の証言を記載した書面

《要件4》

当該不動産の登記関係者（表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人）の全部又は一部の所在が知れないこと。

＜資料の例＞

- ・ 市長が、鶴岡市に登記関係者の「住民票」及び「住民上の除票」が存在しないことを証明した書面（不在住証明書）
- ・ 登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
- ・ 申請不動産の所在地に係る精通者等が登記関係者の現在の所在を知れない旨の証言を記載した書面

※なお、登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこととは、全部の所在が知られていること以外は全て含まれると解されていることから、登記関係者のうち少なくとも一人について疎明資料を添付すれば要件を満たします。

ただし、所在が判明している登記関係者から、特例制度の申請を行うことについて事前に同意を得ておくことが望ましいとされています。

7 よくある質問

Q 1 自治会等が地縁による団体として認可されると、市の指揮監督下におかれることになるのですか。

認可後であっても、従来からの自治会等と同様に、住民が自主的に組織して活動するものであり、市町村の行政権限を分担したり、市町村の下部組織とみなされるようなことはありません。

Q 2 自治会の区域に飛地があったとしても、認可の対象となりますか。

区域の隣接性は必ずしも必要ではなく、飛地があったとしても、地域としてのまとまりが歴史的な実態としてあるのであれば認可の対象となり得ます。

Q 3 一の地縁による団体が所在する地域に、更に連合会という上部組織の地縁による団体が設立されている場合、この連合会も認可の対象となりますか。

連合会という名称を用いている団体であっても、地方自治法に定められた一定の要件を満たしていれば認可の対象となりますが、例えば連合会がいくつかの地縁による団体を構成員とするようなものであれば、地方自治法では自然人たる住民を構成員としていることから、認可の対象とはならないものです。

Q 4 地区内に一つのまとまりがなく、二つの自治会等があるような場合、それぞれが地縁による団体として認可されることはありますか。

区域としてまとまり、目的に沿った活動がなされているかどうかなど、地域の実情を見守りながら判断されることとなります。

Q 5 不動産等を保有していなくても、地縁による団体として認可の対象となりますか。

令和3年5月の地方自治法の一部改正により、認可の条件として不動産等の保有を前提としないものに見直しされました。（令和3年11月26日施行）

Q 6 自治会機能を併せ持つマンション管理組合は、地縁による団体として認可の対象となりますか。

マンションの管理組合等の団体は、構成員が区分所有者という特定の属性を必要とするものであることから、マンションの管理組合が当該マンションの敷地を区域として良好な地域社会の維持形成に資する共同活動を行っていたとしても直ちに認可の対象となることはありません。

Q7 良好な地域社会の維持及び形成に資する活動とは、具体的にはどのような活動なのでしょう。

その区域における集会施設の維持・管理、清掃等の環境整備活動、福祉活動、スポーツ大会、レクリエーション活動等が考えられます。

Q8 個人単位でなく、世帯単位を構成員としている地縁による団体は認可の対象となりませんか。また、個人を構成員としていても、表決権を世帯単位で一票とすることはできませんか。

認可地縁団体の構成員は個人としてとらえることとなっており、世帯でとらえることはできませんので、会員は各々一個の表決権を有することとなります。

なお、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも地域社会においても是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、構成員の表決権を世帯単位で平等なものとして「所属する世帯の構成員数分の一票」とする旨を規約に定めることは可能であると解されます。

Q9 未成年者を構成員から除外することは可能でしょうか。

区域に住所を有すること以外には年齢、性別、国籍などの条件は付せないこととされています。未成年者ということをもって構成員から除外することはできません。

なお、表決権の行使に当たっては、民法の規定に従って法定代理人の同意を要する場合があります。

Q10 構成員の名簿には、世帯主だけでなく、世帯員であれば、生まれたばかりの子供も記載する必要があるのでしょうか

地縁による団体の区域に住民を有するすべての個人は、構成員となることができますが、すべての住民が構成員でなければ認可されないということではなく、その相当数の者が構成員となっていれば認可されるものです。

したがって、生まれたばかりの子供についても、住民なのですべて名簿に記載しなければならないというのではなく、構成員だけの名簿を作成すればよいものです。

Q11 外国人であっても地縁による団体の構成員になり得ますか。

外国人であっても、住民であれば地縁による団体の構成員として含まれます。

Q12 構成員は個人のみを認め、法人は含まれないとされていますが、なぜ法人は含まれないのですか。

法人は地域社会にとっては二次的な参加者に過ぎないと考えられることから、構成員とはなり得ないとされています。

なお、法人等については、団体の意思決定への参加や直接の活動は行わないものの、団体に対し様々な支援を行う関係から「賛助会員」として位置付け、その活動に参加することは可能であると考えられます。

Q13 現に構成員となっている者の「相当数」とはどれくらいをいうのですか。

一般的には区域の住民の過半数が構成員となっている場合にはおおむね「相当数」とみなされると考えられます。なお、本市では、地縁団体の認可により表決権が個人に帰属することで運営が煩雑とならないよう、従前、世帯単位で表決権を有していた経緯等を踏まえ、「各世帯から1人が会員となり、全世帯数の8割の世帯が加入している場合」には、「相当数」とみなしています。

Q14 地縁による団体の規約において、代表者及びその他の役員で構成する役員会を設け、一定事項の決定を役員会で処理することは可能でしょうか。

地縁団体の事務は規約をもって代表者その他の役員に委任したものを除くほか、全て総会の議決によって行わなければなりません。

しかし、保有財産の処分等団体の本質的部分を左右する事項を除き、構成員の利害にさほど影響のない事項までも総会で決めることは非効率的であるため、総会での同意を前提に、一定の事項を役員に委任することは可能です。

なお、この場合にはその旨を規約に明記しておく必要があります。

Q15 認可を受けようとする地縁団体の保有財産の一部に神社の祠がありますが、このような宗教的色彩の強い財産を保有していても認可の対象となりますか。

認可の対象となります。認可地縁団体は、公共的団体ではなく、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に所在を有する者の地縁に基づいて形成された団体」のため、宗教的活動の禁止や宗教上の組織等に対する支出の制限を定めた憲法上の規定との関係が生じることはありません。

また、地方自治法において特段の規定が設けられていないことから、宗教的色彩のある資産であっても、当該地縁による団体の保有資産として認可されることは可能であると考えられます。

8 様式集・書類の作成例

(1) 認可申請関係

- ① 認可申請書 p. 20
- ② モデル規約 p. 22
- ③ 総会議事録 p. 32
- ④ 構成員名簿 p. 36
- ⑤ 代表者承諾書 p. 37
- ⑥ 代表者の職務執行の停止等の有無 p. 39

(2) 告示事項変更関係

- ① 告示事項変更届出書 p. 40
- ② 代表者承諾書（代表者変更時のみ） p. 42
- ③ 総会議事録 p. 44

(3) 規約変更関係

- 規約変更認可申請書 p. 47

(4) 証明書関係

- ① 印鑑登録申請書 p. 49
- ② 印鑑登録証明書交付申請書 p. 51

(5) 合併関係

- ① 合併認可申請書 p. 53
- ② 合併に係る債権者保護手続終了届出書 p. 55

(6) 所有する不動産登記に係る特例の申請関係

- 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書 p. 56

年 月 日

鶴岡市長 様

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 保有資産目録又は保有予定資産目録
- 5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 6 申請者が代表者であることを証する書類
- 7 区域図

記入例

令和〇年〇月〇日

鶴岡市長

様

認可を受けようとする地縁による

団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 〇〇町内会

所在地 鶴岡市〇〇町〇番〇号

〇〇町公民館

代表者の氏名及び住所

氏 名 〇〇 〇〇

住 所 鶴岡市〇〇町〇番〇号

認可申請書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 保有資産目録又は保有予定資産目録
- 5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 6 申請者が代表者であることを証する書類
- 7 区域図

作成例

<モデル規約>

〇〇町内会（自治会）規約（会則）

「規約」でなくても「会則」、「規則」等、どのような名称でも差し支えありません。

第1章 総 則

（目的）

第1条 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- (5) その他目的を達成するために必要なこと

「目的」は、規約で必ず定めなければなりません（地方自治法（以下「法」という。）第260条の2第3項第1号）。

この目的の範囲内において団体は権利義務を有することとなるので、活動内容をできるだけ具体的に記載してください。以上の他に、「スポーツ・レクリエーション等区域内の住民相互の親睦を図ること」、「会員の保健及び健康の増進に関すること」、「文化、学習活動の育成及び援助に関すること」、「区域内の防災、防犯、交通安全に関すること」等があげられます。

（名称）

第2条 本会は、〇〇〇会と称する。

「名称」は、規約で必ず定めなければなりません（法第260条の2第3項第2号）。名称は自由ですが、他の法令で名称の使用制限がある場合（商工会等）は使用できません。

（区域）

第3条 本会の区域は、鶴岡市〇〇町〇番〇号から〇番〇号までの区域とする。

「区域」は、規約で必ず定めなければなりません（法第260条の2第3項第3号）。町の全域を区域としている場合は、「本会の区域は、鶴岡市〇〇町全域とする。」とします。また、番地等が連続していない場合は、次のように該当の番地等を列挙します。「本会の区域は、鶴岡市〇〇町1番1号から15号まで、2番から18番までの全号、19番2号から8号まで及び20番5号の区域とする。」（番地が余りにも複雑な場合は、別表で表示しても構いません。）

（主たる事務所）

第4条 本会の主たる事務所は、山形県鶴岡市〇〇町〇番〇号 〇〇町公民館に置く。

「主たる事務所の所在地」は、規約で必ず定めなければなりません（法第260条の2第3項第4号）。番地、場所まで具体的に定めてください。「代表者（会長）宅に置く。」

でも構いませんが、所在地が変わった場合は、市に変更の届出をしなければなりませんので、変更の少ない公民館（集会所）等が望ましいと考えられます。

第2章 会員

（会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

「構成員の資格に関する事項」は、規約で必ず定めなければなりません（法第260条の2第3項第5号）。区域に住所を有することのほかに、年齢、性別等の条件を会員の資格として定めることは認められません。

なお、法人や団体は構成員となれませんが、第2項で「本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。」と規定し、表決権等は有しないものの活動の賛助等の形で団体に参加することは可能と考えられます。

（会費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

会費は会員にとっても団体にとっても重要事項ですので、規約に金額を含めて定めるか、又は「総会において決するもの」と規約で定める必要があります。ただし、規約の改正は第36条に定める特別議決事項となりますので、表記のように定めて年1回の通常総会で年度毎に定めることが適当と考えられます。

また、第5条で賛助会員の規定を設けた場合は、第2項として「賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。」と規定することが適当です。

（入会）

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

正当な理由がない限り、区域内に住所を有する個人の加入を拒むことはできません。

（退会等）

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人から〇〇に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

本人の退会の意思にいかなる制約も加えることはできません。

なお、長期の会費滞納等の義務違反に対して会員の資格停止等の資格を制限する規定は、厳格な要件を定め慎重な手続きの下に行うような扱いとすることが必要と考えられます。

第3章 役員

(役員の種類別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 ○人
- (3) その他の役員 ○人
- (4) 監事 ○人

「代表者に関する事項」は、規約で必ず定めなければなりません（法第260条の2第3項第6号）。また、法第260条の13の規定により、代表者（会長）1人を必ず選出する必要があります。

監事は1人又は複数人置くことが適当です。また、会長が不慮の事故等により職務を行い得なくなった場合などに備えて副会長を置くことが望ましいといえます。

その他の役員は、人数を固定しない場合は「若干名」とし、名称は「会計」「書記」等、現在使用している役員の名称で定めても差し支えありません。

(役員の選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

- 2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

監事が会長、副会長及びその他の役員と兼職することは、会務の執行を監査するという役職上避ける必要があります。

(役員の職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

法律上団体の代表権は代表者（会長）1人に帰属しますので、会長が不慮の事故等により職務を行い得なくなった場合などに備えて副会長が会長の職務を代行する旨を規定しておくことが望ましいです。

「会計」「書記」等の設置を具体的に定める場合は、「会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。」、「書記は、会務を記録する。」等職務を明らかにしておくことが適当です。

(役員の任期等)

第12条 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を

行わなければならない。

4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

法律上特に任期の定めはありませんが、数か月といった短いものでは事務執行の一貫性確保の上で問題があり、他方、あまりにも長期にわたるものも種々の弊害が生じますので、短くても1年、長くても4年～5年程度にするのが適当です。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

「会議に関する事項」は、規約で必ず定めなければなりません（法第260条の2第3項7号）。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

運営に関する重要な事項には、事業計画の決定、事業報告の承認、予算の決定及び決算の承認、認可地縁団体の活動上重要な資産の処分等が含まれます。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後○か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

3 総会において決議をすべき場合において、会員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。

4 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。

総会は、法第260条の13の規定により、少なくとも毎年1回開催する必要があります。また、法第260条の4の規定により、年度終了後3か月以内に財産目録を作成する必要があることから事業報告及び決算を作成し、その承認を行うために、通常総会を年度終了後3か月以内に開催する必要があります。

なお、通常総会開催が年度終了後の1回のみで、事業計画及び予算の決定を通常総会で行う場合には、年度当初から総会開催までの間は予算が成立していないと支出行為ができないので、第33条第2項のように規定しておくことにより支出行為が可能となり

ます。

第2項第2号の「5分の1」の定数を規約において増減することは可能ですが、会員の総会招集を求める権利を奪うこととならないよう留意する必要があります。

第3項は、総会を開催することなく書面又は電磁的方法による決議を行うことについて会員全員の承諾があれば、総会の開催の省略を認めるものです。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

総会を招集するには、法第260条の15の規定により、少なくとも5日前までに通知を行う必要があります。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

総会の議長は、表決権を行使することとなる以上、出席した会員の中から選出する必要がありますが、会長は、会員の中から選任されているので、「総会の議長は、会長がこれに当たる。」と規定しても差し支えありません。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

総会の定足数については、地方自治法において特に定められていませんが、表記のように規定しておくことが適切と考えられます。

なお、定足数については、第22条第2項により、書面又は電磁的方法による表決を行った会員及び委任により代理行使した会員を含みます。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会において決議すべきものとされた事項について会員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。

3 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。

議決に要する会員数については、地方自治法において特に定められていませんが、表記のように規定しておくことが適切と考えられます。

なお、議決に要する会員数については、第22条第2項により、書面又は電磁的方法による表決を行った会員及び委任により代理行使した会員を含みます。

「可否同数のときは、議長の決するところによる。」とは、議長は、会員としての固有の表決権を行使するほかに、議長としての表決権も行使することができるという意味です。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の一とする。

(1) ○○○○○

(2) ×××××

法第260条の18の規定により、会員は各々1箇の表決権を有することが定められているところですが、従来の自治会、町内会等において世帯単位で表決権を平等とする運営が行われていることを勘案して、第2項の規定（特定事項について世帯の表決権を一票とすること）を設けることは可能です。

ただし、これに該当する事項については、世帯単位で活動し、意思決定を行っていることが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限られます。したがって、規約の変更、財産処分、解散の議決、規約に定めることとなる事項（代表者の代表権の制限及び委任、監事や役員会の設置等）の決定、代表者や監事の選任について、同項を適用することは適当ではありません。

なお、世帯単位で表決権を行使する場合でも、各個人の表決権を剥奪することはできませんので、世帯の代表者1人に個人の表決権を委任することにより表決権を集中することとなります。

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

電磁的方法による表決とは、電子メールなどによる送信、Webサイト、アプリケーションを利用した表決、磁気ディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法などが考えられます。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

総会が有効に成立し、かつ有効に議決されたことが証明することが、規約変更認可を市に申請する場合などに求められることから、議事録を作成することが必要です。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

地縁による団体の最高意思決定機関は総会ですが、総会を度々招集することは実際には極めて困難であることから、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することが会の運営上適当と考えられます。

なお、役員会のメンバーは、監事を除く役員とするのが適当です。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は、役員の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。
この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

「資産に関する事項」は、規約で必ず定めなければなりません（法第260条の2第3項8号）。

なお、「財産目録」は法第 260 条の 4 により認可を受ける時及び毎年 1 月から 3 月までの間（特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時）に作成しなければならないこととされています。

（資産の管理）

第 30 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

（資産の処分）

第 31 条 本会の資産で第 29 条第 1 号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において 4 分の 3 以上の議決を要する。

（経費の支弁）

第 32 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

（事業計画及び予算）

第 33 条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

（事業報告及び決算）

第 34 条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後 3 か月以内に総会の承認を受けなければならない。

（会計年度）

第 35 条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

会計年度の定め方は特に制限はありません。一般的には、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までか、1 月 1 日からその年の 12 月 31 日までとする例が多いと思われます。

第 7 章 規約の変更及び解散

（規約の変更）

第 36 条 この規約は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、鶴岡市長の認可を受けなければ変更することはできない。

規約の変更は、法第 260 条の 3 第 1 項の規定により総会の専権事項となっています。また、法第 260 条の 3 第 2 項の規定により、市長の認可を受けなければその効力を生じません。

総会議決数の「4 分の 3」の定数を変更することは可能ですが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることは慎重であるべきです。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

法第260条の20及び法第260条の21により、①破産、②認可の取消し、③総会員の4分の3以上の同意による総会の議決、④会員の欠乏の場合に、認可地縁団体は解散することとなります。

総会議決数の「4分の3」の定数を変更することは可能ですが、少数の会員の意思によって解散することを可能とする規定は適当でないことに留意する必要があります。

(合併)

第38条 本会は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、鶴岡市長の認可を受けなければ合併することはできない。

令和4年の改正によって、法第260条の38において、同一市町村内の認可地縁団体同士に限って、その合併が認められました。

総会議決数の「4分の3」の定数を変更することは可能ですが、少数の会員の意思によって合併することを可能とする規定は適当でないことに留意する必要があります。

また、合併後の認可地縁団体が認可地縁団体の設立要件に適合するか否かを改めて確認する必要があるため、市町村の認可を受けなければ合併の効力は生じないこととされています。

(残余財産の処分)

第39条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

法第260条の31第1項に基づき、解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定することが可能ですが、営利法人等を帰属権利者とするのは、地縁による団体の目的に鑑み適当ではありません。したがって、地方公共団体や当該法人以外の認可地縁団体又は類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属させることが適当であると考えられます。

なお、残余財産の帰属権利者を決定する総会の議決は、一般的には解散の決議と同様に総会員の「4分の3」以上の議決を経ることが望ましいと考えられます。

第8章 雑則

(備え付け帳簿及び書類)

第40条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第41条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

規約施行上の細則を定める者は、会長でも役員会等でもよいのですが、必ず委任することについて総会の議決を経る必要があります。なお、細則としては、「弔慰金規定」や「旅費規程」などが挙げられます。

附 則

- 1 この規約は、○年○月○日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第 3 3 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第 3 5 条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。

附則第 1 項は、認可後に認可年月日を記入します。

したがって、設立初年度は事業年度及び会計年度が変則となることから、附則第 2 項、第 3 項を定めることが適当です。

作成例（認可申請）

令和〇〇年度〇〇町内会総会議事録

- 1 開催日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分
- 2 開催場所 鶴岡市〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇公民館
- 3 出席者 会員総数〇〇〇名中 出席会員数〇〇〇名（うち委任出席〇〇〇名）

・世帯ではなく、個人が会員になっていますので、その人数を記載します。
 ・出席会員数には実際の出席者数と委任出席者数を足したものを記載します。

- 4 総会役員

議	長	〇〇	〇〇
議事録署名人		〇〇	〇〇
議事録署名人		〇〇	〇〇

5 議案

- (1) 地方自治法第 260 条の 2 第 1 項による町内会法人化に関する認可申請について
- (2) 町内会規約の決定について
- (3) 役員の選出について
- (4) 町内会の保有資産の確定について

通常総会の場合は、「事業報告、決算報告、監査報告」の後に、上記法人化に関する認可申請関係議案、続いて「事業計画（案）、予算（案）について」等の議案になると考えられます。

- 6 開 会 〇〇〇〇が司会となり、進行した。
 開会の挨拶 会長が 総会開催の目的等について挨拶した。
 「内容省略」
- 7 総会役員選出 本日の通常総会役員について、役員会から
 議長 〇〇 〇〇 さん
 議事録署名人 〇〇 〇〇 さん、〇〇 〇〇 さん
 の総会役員を提案した。
 全 員 賛 成
 （議長、議長席につく）
- 8 議事の状況 議事に入る前に規約第〇〇条に定める定足数を確認し、議事に入った。
 議長 議事に入ります。地縁団体の認可を受ける法人格申請について、役員会の提案を求めます。

議案の順序に従い、それぞれの提案、審議状況、審議結果について記録することになります。

- 役員会 (1) 地方自治法第 260 条の 2 第 1 項による町内会法人化に関する認可申請について
地方自治法が平成 3 年 4 月 2 日に改正され、従来自治組織（町内会、住民会、自治会等）で所有していた土地、建物を個人名義（代表者名義あるいは共有名義）で、所有権登記していたものが、自治組織が地方自治体の長（鶴岡市長）から法人格の認可を受けることによって、団体名で所有権登記が可能となり、以後、代表者（会長）が代わっても登記変更の必要がなくなることから、今回鶴岡市に認可申請をするものです。
認可を受けるには、団体名、規約の全面改正、総会議事録、代表者の選出等決定することになりますので、よろしくお願いします。
- (2) 認可申請に必要な団体名について
「〇〇町内会」という名称にすることで提案します。
- 議長 ただいま役員会から提案ありました名称について「〇〇町内会」とすることで異議ありませんか。
- 議長 ***賛成、異議なしの声多数あり***
- 議長 それでは、「〇〇町内会」と決定します。以後、〇〇町内会と呼ぶことにしてください。
- 議長 続いて規約を提案してください。
- 役員会 〇〇町内会規約について、提案します。
(朗読して提案)
- 議長 先に印刷して規約（案）を渡してあるので、質問・意見はありませんか。
- 議長 ***特になしの声あり***
- 議長 〇〇町内会規約の全面改正（案）について、賛成の会員の挙手を求めます。
- 議長 ***挙手多数***
- 議長 賛成の挙手多数ですので、〇〇町内会規約を決定します。（案）は削除してください。
〇〇町内会規約第〇〇条の役員について、規約第〇〇条により選出することになりますが、選出方法はいかががしますか。
- 議長 ***役員会一任！***
- 議長 役員会に一任という意見がありますが、皆さん役員会に一任してよろしいでしょうか。
- 議長 ***全員賛成***
- 議長 それでは役員会で提案してください。
- 役員会 提案します。
会長に〇〇〇〇氏、副会長に●●●●氏…（後略）。

代表者の選出については、議事録の中で氏名を明記してください。記載が難しい場合は、総会資料に役員名簿を添えてください。

- 議長 ただいま役員の提案がありましたが、採決の方法として投票ということもありますが、挙手で採決してよろしいでしょうか。
- 議長 ***全員賛成***

議長 役員会提案の〇〇町内会役員として、配布した名簿のとおり賛成の方の挙手を願います。

挙手多数

議長 挙手多数と認め、役員については別紙名簿のとおり決定します。大変ご苦労さまですが、お願いします。

拍手

議長 鶴岡市に認可申請をする代表者について、役員会から提案を求めます。

役員会 法律に基づいて〇〇町内会としての法人、団体の代表者として、町内会長である〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇〇〇さんを代表者として推薦いたします。

議長 ただいま、役員会から提案のありました、〇〇〇〇さんを代表者にするに異議ありませんか。

異議なし

議長 〇〇町内会の認可申請の代表者を〇〇〇〇さんにすることに賛成の方挙手願います。

挙手多数

議長 挙手多数と認め、〇〇〇〇さんに決定します。

役員会 続いて今回認可申請をする町内会所有の資産について、役員会の提案を求めます。

役員会 今回認可申請する資産は、次のとおりです。

イ. 宅地	鶴岡市〇〇町〇〇番〇〇	〇〇〇㎡
ロ. 池沼	鶴岡市大字〇〇字〇〇 〇番地	〇〇〇㎡
ハ. 原野	鶴岡市大字〇〇字〇〇 〇番地	〇〇〇㎡
ニ. 建物	鶴岡市〇〇町〇〇番〇〇号	
	木 造〇〇葺〇〇建	〇〇〇㎡

以上について、〇〇町内会所有で、これらの不動産について、現在〇〇〇〇さん名義になっているが、町内会名義で登記できるものであれば、認可を受けた後に登記申請をする予定です。

議長 役員会の提案について、質問意見のある方

異議なし

議長 役員会の提案に反対意見もないようなので、採決してよろしいでしょうか。

異議なし

議長 それでは、役員会提案の「資産の認可申請」をすることについて、賛成の方の挙手を願います。

挙手多数

挙手多数であり、役員会の提案どおり、認可申請することに決定します。

ほかに役員会より提案ありませんか。

ありません

議長 会員の方から提案ありませんか。

ありません

議長 それではこれで、〇〇町内会臨時（通常）総会の議事を終了します。

閉会（司会） これをもちまして、〇〇町内会臨時（通常）総会を終了します。

以上、令和〇年度〇〇町内会通常総会の議事録である。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

議長 住所 鶴岡市〇〇町〇〇番〇〇号

氏名 〇〇 〇〇 ⑩

議事録署名人 住所 鶴岡市〇〇町〇〇番〇〇号

氏名 〇〇 〇〇 ⑩

議事録署名人 住所 鶴岡市〇〇町〇〇番〇〇号

氏名 〇〇 〇〇 ⑩

上記までが議事録です。議事録をコピーし、余白部分に証明日時点で在職している会長が、下記のとおり記載、署名、捺印（スタンプ印及びコピー印不可）してください。

記載もれにご注意ください

以上は、令和〇〇年度〇〇町内会通常総会の議事録の写しであることを証明する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

鶴岡市〇〇町〇番〇号

〇〇町内会会長 〇 〇 〇 〇 ⑩

構成員名簿

(団体名)

[illegible]

承 諾 書

地方自治法第260条の2
第1項の地縁団体認可申請の
代表者となることを承諾しま
す。

令和 年 月 日

住所

氏 名 (印)

承諾書

地方自治法第260条の2
第1項の地縁団体認可申請の
代表者となることを承諾しま
す。

総会開催年月日をご記入
ください。

令和 年 月 日

住所 鶴岡市〇〇町〇番〇号

氏名 〇〇 〇〇 (印)

代表者個人の認印
(スタンプ印不可)

年 月 日

鶴岡市長 様

団体名

会 長

副会長（注１）

代表者の職務執行の停止等の有無について

- | | | |
|---|-----------------------|---------|
| 1 | 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無 | 無し ・ 有り |
| 2 | 裁判所による代表者の職務代行者の選任の有無 | 無し ・ 有り |

（有りの場合）

職務代行者 氏名
住所

- | | | |
|---|--------|---------|
| 3 | 代理人の有無 | 無し ・ 有り |
|---|--------|---------|

（有りの場合）

代 理 人 氏名
住所

注１・・・他の役員の署名・押印は、副会長以外の役員でもかまいません。

参考

- 1 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに裁判所による代表者の職務代行者の選任は、民事保全法に基づき行われるものです。
- 2 代理人は、地方自治法第 260 条の 8 の代理人及び第 260 条の 10 の特別代理人の両方を含みます。

年 月 日

鶴岡市長 様

地縁による団体の名称及び

主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

変更事項

変更前

変更後

2 変更の年月日

3 変更の理由

記入例

届出する日をご記入ください。※代表者変更の場合、
新代表者就任日以降の届出日となります。

令和〇年〇月〇日

鶴岡市長

様

地縁による団体の名称及び
主たる事務所の所在地

規約と一致する所在地を
ご記入ください。

名 称 〇〇町内会
所在地 鶴岡市〇〇町〇番〇号
〇〇町公民館

代表者の変更の場合、新代表者
名をご記入ください。

代表者の氏名及び住所

氏 名 鶴岡 太郎
住 所 鶴岡市〇〇町〇番〇号

告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項
の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け
出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

変更事項 代表者の変更(他に、区域の変更、事務所の所在地変更等)

変更前 鶴岡市〇〇町×番×号 鶴岡 花子

変更後 鶴岡市〇〇町〇番〇号 鶴岡 太郎

2 変更の年月日

令和〇年〇月〇日

総会日以降(同日も可)の日付としてください。
例) 4月1日に新代表が就任する場合: 4月1日

3 変更の理由

任期満了による役員改選のため

(他に、事務所は会長宅におく等)

承 諾 書

地方自治法第260条の2
第2項の規定により、認可さ
れた地縁による団体の代表者
となることを承諾します。

令和 年 月 日

住所

氏 名 印

承諾書

地方自治法第260条の2
第2項の規定により、認可さ
れた地縁による団体の代表者
となることを承諾します。

総会開催年月日をご記入
ください。

令和 年 月 日

住所 鶴岡市〇〇町〇番〇号

氏名 〇〇 〇〇 (印)

代表者個人の認印。
(スタンプ印不可)

作成例（代表者変更）

令和〇〇年度〇〇町内会総会議事録

- 1 開催日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分
- 2 開催場所 鶴岡市〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇公民館
- 3 出席者 会員総数〇〇〇名中 出席会員数〇〇〇名（うち委任出席〇〇〇名）

- ・世帯ではなく、個人が会員になっていますので、その人数を記載します。
- ・出席会員数には実際の出席者数と委任出席者数を足したものを記載します。

- 4 総会役員 議長 〇〇 〇〇
議事録署名人 〇〇 〇〇
議事録署名人 〇〇 〇〇

5 議案

- (1) 令和〇〇年度事業報告について
- (2) 令和〇〇年度収支決算報告並びに監査報告について
- (3) 令和〇〇年度事業計画（案）について
- (4) 令和〇〇年度会費の額（案）及び収支予算（案）について
- (5) 役員の選出について
- (6) その他

- 6 開 会 〇〇〇〇が司会となり、進行した。
開会の挨拶 会長が 総会開催の目的等について挨拶した。
「内容省略」

- 7 総会役員選出 本日の通常総会役員について、役員会から
議長 〇〇 〇〇 さん
議事録署名人 〇〇 〇〇 さん、〇〇 〇〇 さん
の総会役員を提案した。
全 員 賛 成
(議長、議長席につく)

- 8 議事の状況 議事に入る前に規約第〇〇条に定める定足数を確認し、議事に入
った。
議長 令和〇〇年度事業報告、令和〇〇年度収支決算報告並びに監査報告
について関連があり一括して提案、報告を求めた。
役員会 総会資料により、令和〇〇年度事業報告、令和〇〇年度収支決算報
告を提案した。
監事 令和〇〇年度支出決算に関する監査報告を行った。

議長 質問意見を求めたが、質問意見なく、提案のとおり承認された。

議長 令和〇〇年度事業計画（案）、令和〇〇年度会費の額（案）及び令和〇〇年度収支予算（案）について関連があり一括して提案を求めた。

役員会 総会資料により、令和〇〇年度事業計画（案）、令和〇〇年度会費の額（案）及び令和〇〇年度収支予算（案）について提案した。

議長 質問意見を求めた。

〇〇会員 〇〇〇〇〇〇はどうなるかとの質問があった。

議長 役員会の答弁を求めた。

役員会 〇〇〇〇〇〇と答弁した。

議長 質問者に了承の可否を確認した。

質問者了承する

議長 ほかに質問意見なく、挙手により採決を行った。
賛成多数で提案のとおり議決された。

議長 令和〇〇年度役員の選出方法について諮った。
役員会に一任の声があり、全員賛成したため、役員会に提案を求めた。

役員会 以下のとおり提案した。
会長に〇〇〇〇氏、副会長に●●●●氏…（後略）。

代表者変更の場合、変更後の代表者氏名を議事録に記載してください。

議長 質問意見を求めたが、質問意見なく、挙手により採決を行った。
全員賛成で、提案のとおり決定した。

代表者変更及び規約変更は規約に定めた定数以上の賛成が必要です。議事録には賛成の人数が分かるように記載してください。

ほかに議事等なく、総会の議事が終了したことを宣言した。

9 閉会 〇〇が閉会の挨拶を行った。

以上、令和〇〇年度〇〇町内会通常総会の議事録である。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

議長	住所	鶴岡市〇〇町〇〇番〇〇号
	氏名	〇〇 〇〇 印
議事録署名人	住所	鶴岡市〇〇町〇〇番〇〇号
	氏名	〇〇 〇〇 印

議事録署名人 住所 鶴岡市〇〇町〇〇番〇〇号
氏名 〇〇 〇〇 ⑩

上記までが議事録です。議事録をコピーし、余白部分に証明日時点で在職している会長が、下記のとおり記載、署名、捺印（スタンプ印及びコピー印不可）してください。

記載もれに
ご注意ください

以上は、令和〇〇年度〇〇町内会通常総会の議事録の写しであることを証明する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

鶴岡市〇〇町〇番〇号
〇〇町内会会長 〇 〇 〇 〇 ⑩

年 月 日

鶴岡市長 様

地縁による団体の名称及び
主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規約変更認可申請書

地方自治法第260条の3第2項の規定により規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

記入例

届出する日をご記入ください。

令和〇年〇月〇日

鶴岡市長

様

規約と一致する所在地を
ご記入ください。

地縁による団体の名称及び
主たる事務所の所在地

名 称 〇〇町内会

所在地 鶴岡市〇〇町〇番〇号

〇〇町公民館

代表者の氏名及び住所

氏 名 鶴岡 太郎

住 所 鶴岡市〇〇町〇番〇号

規約変更認可申請書

地方自治法第260条の3第2項の規定により規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

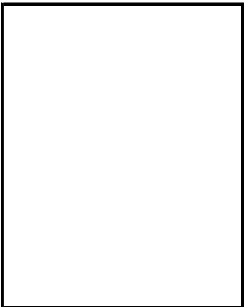
※告示事項の変更を同時に行う場合、重複する書類は1部の提出で差し支えありません。

様式第1号（第3条関係）

認可地縁団体印鑑登録申請書

鶴岡市長 様

年 月 日

登録しようとする 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称				
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地				
	登 録 を	資 格	代 表 者	生 年 月 日	個人の登録印鑑
	受けよう とする者	住 所	鶴岡市	年 月 日	
	氏 名				

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 ☐ 本人 住所 鶴岡市

☐ 代理人 氏名



（注意事項）

- 1 この申請は、本人が自ら手続をしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

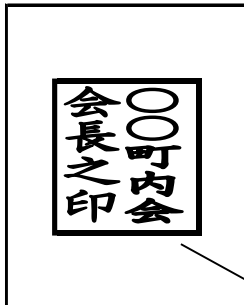
記 入 例

様式第1号 (第3条関係)

認 可 地 緣 団 体 印 鑑 登 録 申 請 書

鶴岡市長 様

年 月 日

登録しようとする 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称		〇 〇 町 内 会		
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地		鶴岡市〇〇町1番1号		
	登 録 を 受けよう とする者	資 格	代 表 者		生 年 月 日
住 所		鶴岡市〇〇町〇番〇号		昭和 ●年 ●月 ●日	
氏 名		〇 〇 〇 〇			

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 ☒ 本人 住所 鶴岡市〇〇町〇番〇号

☐ 代理人 氏名 〇 〇 〇 〇

次の事項に該当する印鑑は登録できません。

① ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの。

② 印影の大きさが1辺の長さ8mmの正方形に収まるもの
又は1辺の長さ30mmの正方形に収まらないもの。

③ 印影を鮮明に表しにくいもの。



代表者個人の登録印鑑を押印して下さい。

(注意事項)

- 1 この申請は、本人が自ら手続をしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

代理人による申請は裁判所による代理人の選任がある旨を告示済みの場合のみ可能です。

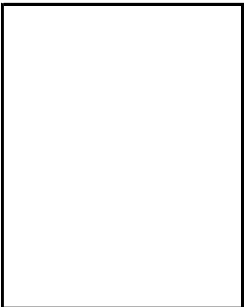
受付作成	点 検

様式第4号（第7条関係）

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

鶴岡市長 様

年 月 日

登録されている 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地			
	資 格	代 表 者		生 年 月 日
	氏 名			年 月 日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書_____枚の交付を申請します。

申請者 ☐ 本人 住所

☐ 代理人 氏名



（注意事項）

- 1 この申請は、本人が自ら手続をしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

様式第4号（第7条関係）

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

鶴岡市長 様

年 月 日

登録されている 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称		〇 〇 町 内 会		
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地		鶴岡市〇〇町1番1号		
	資 格	代 表 者		生 年 月 日	
	氏 名	〇 〇 〇 〇		昭和 ●年 ●月 ●日	

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書_____1_____枚の交付を申請します。

申請者 ☒ 本人 住所 鶴岡市〇〇町〇番〇号

☐ 代理人 氏名 〇 〇 〇 〇



代表者個人の登録印鑑
を押印して下さい。

（注意事項）

- この申請は、本人が自ら手続をしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

代理人による申請は裁判所による代理人の選任がある旨を告示済みの場合のみ可能です。

年 月 日

鶴岡市長

様

認可地縁団体甲

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認可地縁団体乙

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 39 第 3 項の規定により、合併の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体
(以下「合併後の認可地縁団体」という。)に関する事項
 - ・ 合併後の認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地
 - ・ 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所
 - ・ 合併により消滅する認可地縁団体の名称
名 称

(別添書類)

- 1 合併後の認可地縁団体の規約
- 2 地方自治法第 260 条の 39 第 3 項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
- 3 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
- 4 保有資産目録又は保有予定資産目録
- 5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
- 6 合併しようとする各認可地縁団体の規約
- 7 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類
- 8 代表者の職務執行の停止等の有無
- 9 区域図

年 月 日

鶴岡市長

様

認可地縁団体甲

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認可地縁団体乙

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

合併に係る債権者保護手続終了届出書

地方自治法第 260 条の 40 並びに第 260 条の 41 第 1 項及び第 2 項の規定による手続が終了したので、同条第 3 項の規定により、別添書類を添えて届け出ます。

(別添書類)

- ・ 地方自治法第 260 条の 40 第 2 項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第 260 条の 41 第 2 項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類

年 月 日

鶴岡市長 様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第 260 条の 46 第 1 項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

- 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第 260 条の 46 第 1 項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第 260 条の 46 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料